



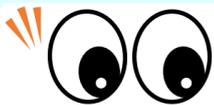
広報「くらしパレット」は、梶原町の皆様に長くご愛読いただきました当法人広報「こころ」に代わり、提供する福祉サービスや施設・事業所の利用に関する情報、お知らせなどについて発信し、皆様にとって、福祉（くらし）に関する、お役に立つ（パレット：支え合い、多様な価値観や考え方の尊重）情報となるよう、定期的に発行して参ります。

また、「くらしパレット」は、福祉のことや様々なサービスについて、身近なこととして感じていただきたく、出来るかぎり分かり易い内容で表現し、“知っちゃって良かった”、“困っちゃうがよ、あっこに聞いてみろるか”など、開かれた事業運営と、サービス提供事業者としてこれまで通り皆様との信頼関係を大切に、各事業を展開して参ります。

以後、よろしくお願ひいたします。

社会福祉法人カルスト会 理事長 熊岡 健
職員一同

本号のキーワード



『暮らしに備える』… サービス利用までの流れ

特別養護老人ホーム 梶原ふじの家 ☎ 0889 (65) 0070	窓口・担当機関
<p>1) 要介護認定の申請</p> <p>2) 認定調査・主治医意見書 介護保険</p> <p>申請を受けた市区町村の認定調査員が自宅や入院先などを訪問して、心身の状態などについて聞き取り調査（認定調査）をします。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要になります。</p> <p>3) 審査判定</p> <p>一次判定 … 認定調査をもとに、コンピュータによる自動判定（全国一律）</p> <p>二次判定 … 一次判定の結果、主治医意見書、認定調査の特記事項をもとに、介護認定審査会で要介護度の判定</p> <p>4) 認定</p> <p>介護認定審査会の要介護度の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行ないます。</p> <p style="text-align: center;">低→支援の度合い→高 →</p> <p>認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当</p> <p>認定の有効期間は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規、変更申請：原則6ヶ月（状態に応じ3～12ヶ月まで設定） ■更新申請：原則12ヶ月（状態に応じ3～24ヶ月まで設定） <p>※身心の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護認定の変更の申請をすることができます。</p> <p>5) 介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成</p> <p>「要支援1」、「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センター</p> <p>「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、市区町村の指定を受けた居宅介護支援事業者（カルスト会居宅介護支援事業所と契約）へ依頼します。</p> <p>6) 介護サービス利用の開始（サービス提供事業者と利用契約）</p>	<p>1) 市町村の窓口</p> <p>2) 市町村</p> <p>3) 市町村</p> <p>4) 市町村</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div> <p>5) 要支援1・2 地域包括支援センター</p> <p>5) 要介護1以上 居宅介護支援事業者</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p>6) 梶原ふじの家</p>

障害者支援施設 栲原みどりの家 ☎ 0889 (65) 0287	窓口・担当機関
<p>1) 障害支援区分認定の申請と認定を受ける <small>低→支援の度合い→高</small> 障害支援区分 1～6 及び非該当 障害福祉</p> <p>2) サービス利用計画案の作成 指定特定相談支援事業者（カルスト会特定相談支援事業所と契約／栲原みどりの家内）が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。</p> <p>3) サービス利用計画案の提出 利用者（障害支援区分認定の申請者）は「サービス等利用計画案」を市町村に提出します。</p> <p>4) サービス利用の支給決定 提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、サービス利用の支給決定をします。</p> <p>5) サービス担当者会 指定特定相談支援事業者は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催</p> <p>6) サービス利用計画作成 サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成</p> <p>7) 障害福祉サービス利用の開始（栲原みどりの家と利用契約）</p>	<p>1) 市町村の窓口</p> <p>2) 市町村→指定特定相談支援事業者 </p> <p>3) 特定相談支援事業者と契約 →計画案の作成→提出</p> <p>4) 市町村</p> <p>5) 指定特定相談支援事業者</p> <p>6) 指定特定相談支援事業者</p> <p>7) 栲原みどりの家 </p>
<p>【障害児】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用計画案の作成 ※入所サービスに関しては、児童相談所が判断するので計画の作成はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス 指定特定相談支援事業者 通所サービス 指定障害児相談支援事業者

カルスト会居宅介護支援事業所 ☎ 0889 (65) 1000	お気軽にご相談ください
<p>介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた方が、介護サービスなどを利用しながら自宅などで生活できるよう支援する事業所です。</p> <p>具体的には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人の心身の状態や家族の状況、生活環境、希望するサービスなどに沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行います。制度上、「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の利用者（入居者）にもケアプランの作成などを行います。</p> <p>※事業所の場所は、4月から大越（広野）に変更となりました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">介護保険</div> </div>	

- カルスト会の運営する事業所と利用できるサービスのいろいろ（まとめ）**
- ◆特別養護老人ホーム 栲原ふじの家
 - ・福祉施設サービス（入所）、短期入所生活介護・介護予防短期入所／送迎サービス有り
 - ◆障害者支援施設 栲原みどりの家、◆カルスト会特定相談支援事業所（栲原みどりの家内）
 - ・生活介護＋施設入所支援、短期入所／高幡圏内送迎サービス有り、・計画相談支援
 - ◆カルスト会居宅介護支援事業所
 - ・ケアプラン作成、サービス利用・住宅改修などに関し事業者・関係機関との連絡・調整

次回発行は令和7年8月20日  「提供している施設サービスのいろいろ…」の予定です。

発行：社会福祉法人カルスト会

〒785-0644 高知県高岡郡栲原町広野 636 番地 4 ☎ 0889 (65) 1600